

特定避難時間倒壊等防止建築物としなければならない特殊建築物〔法27条1項〕			現行の令・告示による規定
(法27条1項一号) 別表第1(ろ)欄に掲げる階	→ 別表第1(い)欄に掲げる用途	→ 特定避難時間倒壊等防止建築物	耐火建築物 (耐火構造建築物)
(1)項 3階以上の階	→ (1)項 劇場・映画館 等		
(2)項 3階以上の階	→ (2)項 病院・共同住宅 等		
(3)項 3階以上の階	→ (3)項 学校・体育館 等		
(4)項 3階以上の階	→ (4)項 物販店・飲食店 等		
(法27条1項二号) 別表第1(い)欄に掲げる用途	別表第1(は)欄に掲げる床面積	→ 特定避難時間倒壊等防止建築物	準耐火建築物 ・ (1)項のみ 耐火建築物 (耐火構造建築物)
(1)項 劇場・映画館 等	→ (2)項: 病院・診療所は2階部分に患者の収容施設がある場合に限る。		
(2)項 病院・共同住宅 等	→ (1)項 客席の床面積合計が200㎡以上		
(3)項 学校・体育館 等	→ (2)項 2階の床面積合計が300㎡以上		
(4)項 物販店・飲食店 等	→ (3)項 2,000㎡以上		
(4)項 物販店・飲食店 等	→ (4)項 2階の床面積合計が500㎡以上		
(法27条1項三号) (4)項 物販店・飲食店 等	→ 床面積の合計が3,000㎡以上	→ 特定避難時間倒壊等防止建築物	耐火建築物 (耐火構造建築物)
(法27条1項四号) 劇場・映画館・演芸場	→ 主階(客席)が1階にないもの	→ 特定避難時間倒壊等防止建築物	耐火建築物 (耐火構造建築物)

木3共
木3学

耐火建築物としなければならない特殊建築物〔法27条2項〕		
(法27条2項一号) 別表第1(い)欄に掲げる用途	別表第1(は)欄に掲げる床面積	→ 耐火建築物
(5)項 倉庫 等	→ (5)項 200㎡以上	
(法27条2項二号) 別表第1(ろ)欄に掲げる階	別表第1(い)欄に掲げる用途	→ 耐火建築物
(6)項 3階以上の階	→ (6)項 自動車車庫 等	

耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物〔法27条3項〕		
ただし、別表第一(い)欄(6)項に掲げる用途に供するものにあつては、準耐火建築物ロ-1以外の準耐火建築物としなければならない。		
(法27条3項一号) 別表第1(い)欄に掲げる用途	別表第1(に)欄に掲げる床面積合計	→ 耐火建築物
(5)項 倉庫 等	→ (5)項 1,500㎡以上	
(6)項 自動車車庫 等	→ (6)項 150㎡以上	
(法27条3項二号) 別表第2(と)項四号の危険物	ただし、令116条に定める数値以下は除く	→ 耐火建築物 又は 準耐火建築物
(ぬ)項一(1)火薬類取締法・火薬類	→ (例)火薬の場合は、貯蔵:20t、処理:10t	
(ぬ)項一(2)消防法・危険物	→ 消防法施行令指定数量の10倍	
(ぬ)項一(3)マッチ	→ 貯蔵:300マッチン、処理:300マッチン	
(ぬ)項一(11)可燃性ガス	→ 貯蔵:700㎡、処理:20,000㎡	
(ぬ)項一(12)圧縮ガス	→ 貯蔵:7,000㎡、処理:200,000㎡	
(ぬ)項一(12)液化ガス	→ 貯蔵:70t、処理:2,000t	

(注)1マッチン=並型マッチ(約44本入)×7,200個

耐火建築物等としなければならない特殊建築物〔法27条1項〕		H27告示255号
(法27条1項一号) 別表第1(ろ)欄に掲げる階	→ 別表第1(い)欄に掲げる用途	(第一第2項) 耐火建築物 (第一第1項第二号) 木3共 (第一第1項第三号) 木3学
(1)項 3階以上の階	→ (1)項 劇場・映画館 等	
(2)項 3階以上の階	→ (2)項 病院・共同住宅 等	
(3)項 3階以上の階	→ (3)項 学校・体育館 等	
(4)項 3階以上の階	→ (4)項 物販店・飲食店 等	
【緩和】階数3以下で延べ面積200㎡未満「特定小規模特殊建築物」を除く		(令110条一号) 特定避難時間 準耐火性能 「避難時倒壊防止 建築物」 又は (令110条二号) 耐火性能 耐火性能検証法 「耐火建築物」 (第一第2項) 耐火建築物 (第一第1項第一号) 準耐火建築物 (第一第2項) 耐火建築物 (第一第2項) 耐火建築物
【緩和条件①】(2)項で就寝利用するものは「警報設備」を設置(令114条の4、令114条の5) 【緩和条件②】壁穴区画が必要(令112条11項、12項、18項二号扉)		
(法27条1項二号) 別表第1(は)欄に掲げる用途	→ 別表第1(は)欄に掲げる床面積 (2)項・病院・診療所は2階部分に患者の収容施設がある場合に限る。	
(1)項 劇場・映画館 等	→ (1)項 客席の床面積合計が200㎡以上	
(2)項 病院・共同住宅 等	→ (2)項 2階の床面積合計が300㎡以上	
(3)項 学校・体育館 等	→ (3)項 2,000㎡以上	
(4)項 物販店・飲食店 等	→ (4)項 2階の床面積合計が500㎡以上	
(法27条1項三号) (4)項 物販店・飲食店 等	→ 床面積の合計が3,000㎡以上	
(法27条1項四号) 劇場・映画館・演芸場	→ 主階(客席)が1階にないもの	
【緩和】階数3以下で延べ面積200㎡未満「特定小規模特殊建築物」を除く		

耐火建築物としなければならない特殊建築物〔法27条2項〕	
(法27条2項一号) 別表第1(い)欄に掲げる用途	→ 別表第1(は)欄に掲げる床面積
(5)項 倉庫 等	→ (5)項 3階以上の床面積合計が200㎡以上
(法27条2項二号) 別表第1(ろ)欄に掲げる階	→ 別表第1(い)欄に掲げる用途
(6)項 3階以上の階	→ (6)項 自動車庫 等

耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物〔法27条3項〕	
ただし、別表第一(い)欄(6)項に掲げる用途に供するものにあつては、準耐火建築物ロ-1以外の準耐火建築物としなければならない。	
(法27条3項一号) 別表第1(い)欄に掲げる用途	→ 別表第1(に)欄に掲げる床面積合計
(5)項 倉庫 等	→ (5)項 1,500㎡以上
(6)項 自動車庫 等	→ (6)項 150㎡以上
(法27条3項二号) 別表第2(と)項四号の危険物	→ ただし、令116条に定める数値以下は除く
(ぬ)項一号(1)火薬類取締法・火薬類	→ (例)火薬の場合は、貯蔵：20t、処理：10t
(ぬ)項一号(2)消防法・危険物	→ 消防法施行令指定数量の10倍
(ぬ)項一号(3)マッチ	→ 貯蔵：300マッチトン、処理：300マッチトン
(ぬ)項一号(11)可燃性ガス	→ 貯蔵：700㎡、処理：20,000㎡
(ぬ)項一号(12)圧縮ガス	→ 貯蔵：7,000㎡、処理：200,000㎡
(ぬ)項一号(12)液化ガス	→ 貯蔵：70t、処理：2,000t

(注)1マッチトン=並型マッチ(約44本入)×7,200個